

# 船舶事故調査報告書

令和2年9月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年2月2日 09時45分ごろ～11時27分ごろの間
発生場所	不明（大槌島 <sup>おづち</sup> 南東方沖）
事故の概要	漁船 <sup>りゅうじん</sup> 龍神丸は、揚網作業中、船長がネットローラに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和2年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 なお、原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 龍神丸、4.9トン KA3-19117（漁船登録番号）、個人所有 12.25m（Lr）×2.76m×0.90m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和50年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月25日 免許証交付日 平成27年8月3日 （令和3年2月6日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、底引き網漁を行う目的で、令和2年2月1日22時30分ごろ香川県高松漁港を出港し、同港北西方沖の漁場に向かった。 本件船長の家族は、2日09時45分ごろ、本件船長から携帯電話で、操業を間もなく終え、もうすぐ帰港する旨の連絡を受けた。 本件船長と同じ漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）に所属する僚船（以下「僚船A」という。）の船長は、本船が、底引き網を船尾から海中に垂らした状態で、備讃瀬戸東航路中央第2号灯浮標付近

	<p>で反時計回りに旋回しているところを目撃した。</p> <p>僚船Aの船長は、本船の動向を不審に思い、本件船長に携帯電話で連絡したが応答がなく、双眼鏡で本船を見ても本件船長の姿が見えなかったため、11時27分ごろ、本船の近くにいた別の僚船（以下「僚船B」という。）の船長に携帯電話で様子を確認するように伝えた。</p> <p>僚船Bの船長は、本船に近寄ったものの、本件船長を発見できず、本船が旋回していて乗り移ることもできなかったため、携帯電話で海上保安庁に通報するとともに所属漁協に連絡した。</p> <p>巡視艇の海上保安官は、12時42分ごろ大槌島西方沖で本船に接舷して乗り移ったところ、本船のネットローラに巻き込まれている本件船長を発見した。</p> <p>本件船長は、本船が巡視艇により高松漁港までえい航されたのち、消防署の救急隊員によりネットローラから引き出され、救急車で高松市内の病院に搬送されて医師により死亡が確認され、死因は、脳挫滅と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本船のネットローラ、付図2 本事故時の状況図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の底引き網は、長さが約35mで、ネットローラから直径15mm、長さ約200mの鋼製ワイヤに接続した、直径約37mm、長さ約30mの股綱<small>またづな</small>に繋がれていた。</p> <p>他の2隻の僚船の各船長は、本件船長が、揚網中にワイヤや股綱をネットローラの片側に偏って巻かれることを解消する目的で、同ワイヤや股綱を手で押すなどしているところを何度も目撃しており、本件時も同様なことをしてネットローラに巻き込まれたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本件船長は、帽子、合羽上下、ゴム手袋、ゴム製長靴を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本件船長の死因は、脳挫滅であった。</p> <p>本船は、大槌島南東方沖において底引き網の揚網作業中、本件船長が、ネットローラに網と共に巻き込まれたことから、死亡するに至ったものと推定されるが、目撃者がおらず、船長がネットローラに網と共に巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大槌島南東方沖において底引き網の揚網作業中、本件船長が、ネットローラに網と共に巻き込まれたため、発生したものと推定される。</p>

<b>再発防止策</b>	<p>所属漁協は、本事故後、所属組合員に対して、次の措置を採った。</p> <p>危険行為として、漁船員がネットローラの駆動中にワイヤや股綱に手を触れている写真を添付した啓発文書を作成し、組合員に周知した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ネットローラの駆動中は、ワイヤや股綱の間に入ったり手を触れたりしないこと。</li><li>・ ネットローラに身体が巻き込まれた際、停止する安全装置を設置することが望ましい。</li></ul>
--------------	---

付図1 事故発生場所概略図

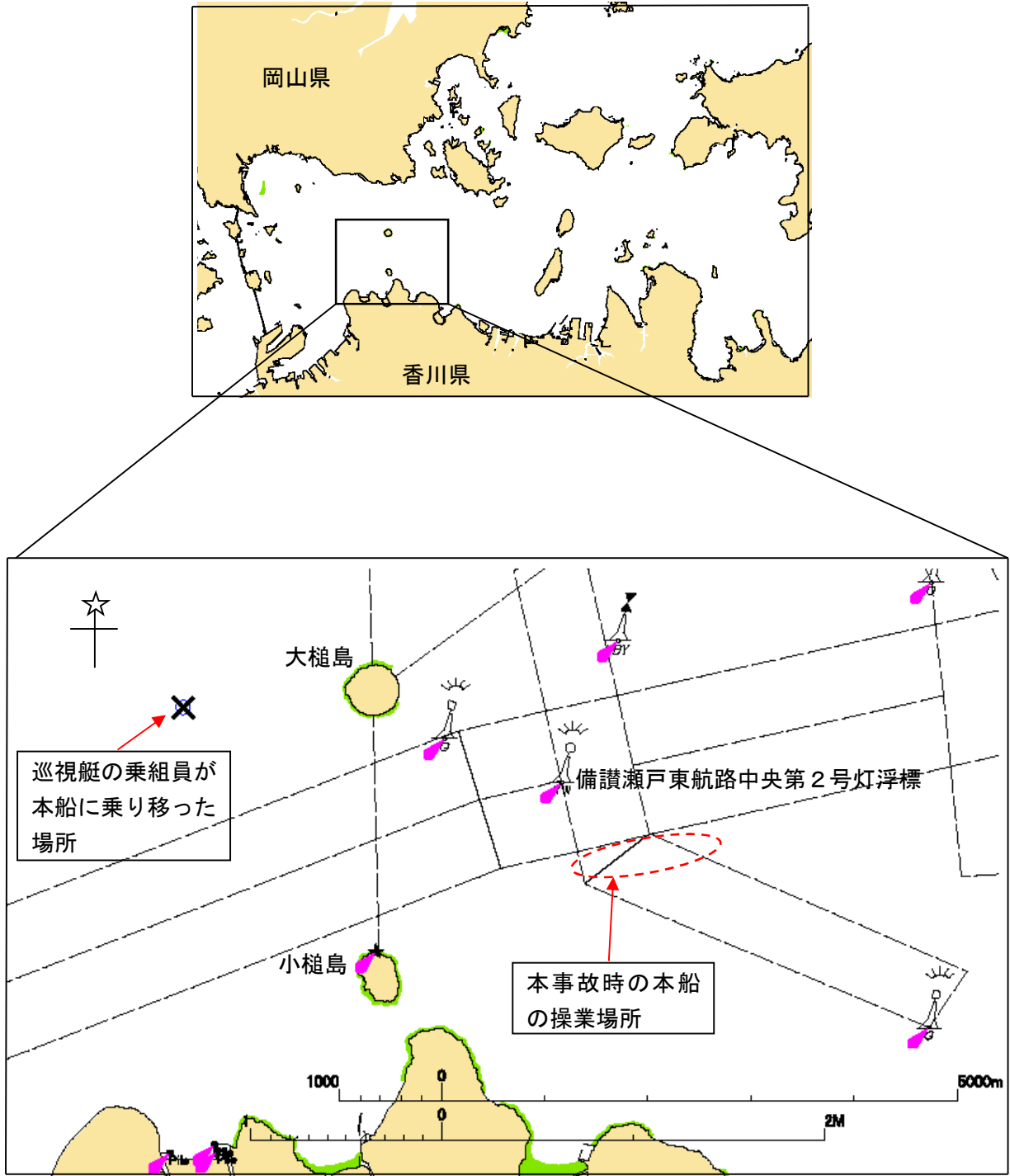


写真1 本船

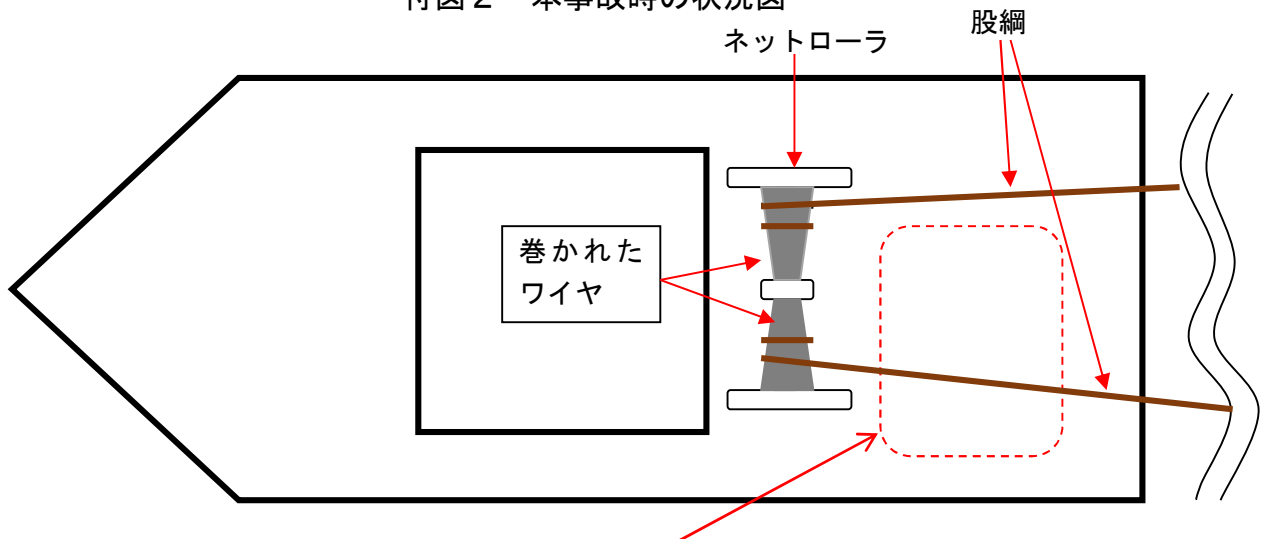


写真2 本船のネットローラ



ネットローラ

付図2 本事故時の状況図



本事故時に本件船長が立っていたと思われる場所